視察報告書【1】

視察日時 中成28年7月26日(火)午後1時00 「原発・概要 「原発・概要 「根察先・概要 「根察内容 「大道事業のアセットマネジメントにつ 「福神・大道事業のアセットマネジメントにつ 「神・大道事業のアセットマネジメントにつ 「神・大道事業のアセットでは、現存のを活用し、ある。のできないった。のできないったがである。上下水道事とででは、しょうでは、できないである。上下水道事とでである。上下水道事とでである。上下水道事とでである。上下水道事とでである。上下水道事とでは、は、一般では、一般では、が、ど、後に、一般では、できないが、ど、のが、と、では、一般では、できないが、と、では、一般では、できないが、と、では、できないが、と、では、一般では、できないが、と、では、一般では、できないが、と、では、一般では、できないが、と、では、できないが、と、では、一般では、できないが、と、では、一般では、できないが、と、では、一般では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、では、できないが、と、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、と、できないが、できないが、できないが、と、できないが、できないが、できないが、できないが、と、できないが、できないが、できないが、できないが、と、できないが、でき				
視察先・概要 広島県福山市 人口: 471,362 人 面積:5 特記事項:中核市 ※人口は H28.6.30 現在	委員会名	生活社会委員会	委員名	安藤康弘
根察内容	視察日時	平成28年7月26日(火)午後1時	∮00分~午後2時30分
福山市は、平成 27 年 11 月に上下水道事業の (資産管理)を策定した。既存の資産を総合的 るアセットマネジメントの手法を10 ある。 のできないライフラインである上下水道事業で 構築を目指している本市にとって要しまるなど、 するが必要となっている。その一方を2 はが必要となっている。 『アセットマネジメント(資産 管日常点検や修繕などにより施設を適とともに、資産でするための各種計画等に活かしていくなど、資産でするための各種1を1の表し、現る、更新投資の平準化が可能となる 1. 策定の経緯と背景 (1) 上下水道施設のより、して変を、変を明入の伸びは見込めい状況にある。知り、上下水道施設やによりを適らとともに、資産でするための各種1を作成するとともに、資産でするための各種1を作成するとともに、資産でするための各種2を作成するとともに、資産でするための各種2を作成するとともに、資産でするための各種2を作成するを2 とまるに、第2 は 第2 は 第2 は 第2 は 第3 は 第4 と 第5 は 第5	視察先・概要	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		** *
選定理由 (資産管理)を策定した。既存の資産を総合的るアセットマネジメントの手法を活用し、中日、	視察内容	上下水道事業のアセットマ	ネジメント	・について
豊田市の 現状と課題 見込みを算定し、健全経営に努めてきたが、力の減少、施設の大規模な更新時期が迫るなど、 く経営環境は一層の厳しさを増しており、更な 組が必要となっている。その一つとして、現存 精築が課題となっている。 「アセットマネジメント (資産 管 日常点検や修繕などにより施設を適正に維持管理で需要見通しや財政見通しを作成するとともに、資産を するための各種計画等に活かしていくなど、資産を シ更新投資の平準化が可能となる 1. 策定の経緯と背景 (1) 上下水道施設の現状と課題 今後、水道施設や工業用額の事業費かなる。 現定対する意識の高まり、ない状況施設の更新に対する意識の高まり、ない状況にある。知見に対したが視点に正更新投資を必の要因を等収入の伸助的な視点に立ち、投資を行う必要性には、中長期といるで表表には、中長期に当たっては厳しい経営状況もして平準化していくかが喫緊の課題であることが可能な「アセットマネジメント」の手 2. 概要と特徴 (1) アセットマネジメント作成にあたっての基本厚生労働省が示す「水道事業におけるアセットマネジメント作成にあたっての基本厚生労働省が示す「水道事業における事業・工業「更新需要見通し」などを作成している。	選定理由	資産管理)を策定した。既存 アセットマネジメントの手 」や「財政見通し」を試算で きないライフラインであ 持続可能な経営を行うため 築を目指している本市にと	字の資産を利法を活用し するもので る上下水道 に重要な取 って有意義	総合的に管理することができ ん、中長期的な「更新需要見通 ある。市民にとって欠くこと 事業について、将来にわたっ な組で、アセットマネジメント なある。
日常点検や修繕などにより施設を適正に維持管理で需要見通しや財政見通しを作成するとともに、そのするための各種計画等に活かしていくなど、資産を更新投資の平準化が可能となる 1. 策定の経緯と背景 (1)上下水道施設の現状と課題今後、水道施設や工業用水道施設、下水道施設迎え、更新や耐震化に多額の事業費を要する一境に対する意識の高まり、人口減少などの要因金等収入の伸びは見込めない状況にある。持続には、中長期的な視点に立ち、技術的な知見に見通しを把握し、着実に更新投資を行う必要が(2)アセットマネジメント手法活用の必要性既存施設の更新に当たっては厳しい経営状況もして平準化していくかが喫緊の課題であることが可能な「アセットマネジメント」の手 2. 概要と特徴 (1)アセットマネジメント作成にあたっての基本厚生労働省が示す「水道事業におけるアセットに関する手引きを基本として、水道事業・工業「更新需要見通し」などを作成している。	豊田市の 現状と課題	込みを算定し、健全経営に 減少、施設の大規模な更新 経営環境は一層の厳しさを が必要となっている。その 構築が課題となっている。	努めてきた 時期が迫る 増しており 一つとして	が、水需要の減少に伴う収益 など、上下水道事業を取り巻 リ、更なる健全経営に向けた取 、現在、アセットマネジメン
ア. 日常点検や修繕など施設の適正な維持管理 イ. 更新需要見通しの把握(50 年間) ・既存施設の現状把握 ・施設毎の使用年数基準の設定 ・既存施設の更新需要の試算 ウ. 財政見通しの把握(10 年間)	視察概要	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	をすてる に 施事口状、投活厳のマーにに、し成適り 定適るい 設業減況技資用し課ジーにおびて要正間にとな 下をなあ的行必経でン つる事る 維維もど 水要でるなう要営あト てア業。 持持に,	管理する中で、中長期のなまままで、中長期のお果について事業を実法 中長期のというでは、 一斉を総合的に管理する手法 一一大変を実法 一一大機はは一大変を の多で、使用ではないではない。 一大のではないではないがではないがではないができる。 はいる かい はい

- ・施設の運転・点検修繕など維持管理費
- 各種実施計画に基づく更新投資
- エ. 更新需要・財政見通しの活用
 - ※これらの構成要素が有機的に連結した仕組みを構築する
- (3) アセットマネジメントの効果
- ア. 更新需要見通しや財政見通しの作成により、限られた財源を活用した、 計画的・効率的な更新投資や投資額の平準化が行える。
- イ. 重要度・優先度を踏まえた施設の更新により、ライフサイクルコストの減少につながる。
- ウ. 老朽化に伴う突発的な事故や地震等災害時の被害の軽減により、市民の 安心・安全を確保することができる。

3. 成果と課題

(1) 成果

△更新投資額の明確化 (予算編成や財政見通し作成にあたっての目安)

△今後の投資に対する職員意識の変革(更新投資額の抑制・平準化)

△より適正な維持管理体制等の構築

△市民等への説明責任を果たす

(2)課題

アセットマネジメントの手法を活用して作成した「更新需要見通し」や「財政見通し」に基づき、様々な既存計画の見直しや新規に策定する計画などに活かしていく必要がある。また、上下水道施設を長期間使用するため、維持管理に関する計画やマニュアル等を見直すことにより、より精度の高いアセットマネジメントを行う必要がある。





評価と その理由

福山市においては、2013年に厚生労働省が示した『「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)」に関する手引き』にいち早く着目し、「上下水道事業のアセットマネジメント(資産管理)」を策定したことにより、より適正な維持管理体制が構築されたことを高く評価する。

本市に反映できること

水需要の減少に伴う収益の減少、施設の大規模な更新時期が迫るなど、上下水道事業を取り巻く経営環境は一層の厳しさを増す中で、本においては、アセットマネジメントの早期構築が課題である。福山市における事業効果を参考とし、重要度・優先度・ダウンサイジングを踏まえた施設の更新により、ライフサイクルコストの減少につなげることに加え、限られた財源を活用した、計画的・効率的な更新投資や投資額の平準化の実現が求められる。まずは、資産調査を正確に実施し、把握することから始めることが重要である。

その他 (意見・課題 など)

上下水道事業は、市民や企業にとって欠くことのできない重要なライフラインである。将来にわたり持続可能な事業を経営するためには、中長期的な視点に立ち、技術的な知見に基づいた更新需要や財政の見通しを把握し、着実に更新投資を行っていく必要がある。こうしたことから、上下水道施設が計画的に更新され、資産が健全な状態で次世代に継承されていくことを期待する。

視察報告書【2】				
委員会名	生活社会委員会	委員名	安藤康弘	
視察日時	平成28年7月27日(水)午前10日	時00分~午前11時30分	
視察先•概要	香川県高松市 人口: 428, 868 人 面積: 375. 23 k m ² 特記事項:中核市 ※人口は H28. 7. 1 現在			
視察内容	消防団員確保の取組			
選定理由	防災サポートチーム)を結 を取得又は取得予定の大学 発生が予想される南海トラ 応急救護、備蓄物資や救援	成した。この 生及び職員 75 フ地震などの 物資の配布及 ことになる。?	こよる機能別分団(香川大学 機能別分団は、防災士の資格 名で構成されており、今後、 大規模災害時に、情報伝達、 び管理等、特定の災害対応活 肖防団員確保の取組を推進し とって有意義である。	
豊田市の 現状と課題	員にこれまでの災害支援機 学生機能別団員制度を創設	能別団員に加 した。大学生 の入団を促進	条例を改正し、機能別消防団 え、大学生等を構成員とした 等が、消防や地域防災に関心 させ、将来の防災の担い手と	
	する各種災害は複雑多様(の活動については、避難所	より、基本団員 との傾向である 所における後方	の減少は顕著であり、対応 る。また、大規模災害発災後 支援活動の必要性が注目さ そ力の向上に不可欠である。	

平成21年度には、更なる団員確保策として女性の消防団員が入団 し、防火診断・救命講習・火災予防活動など、平素から女性ならで はのきめ細かな活動が展開されている。

2. 取組の概要

視察概要

平成24年5月に「機能別消防分団制度」の導入に向け、香川大学 との協議を開始した。同年10月に香川大学・高松市連絡協議会に おいて同制度を連携協力事業として市から提案され、平成25年1 0月、香川大学において同制度を組織化することが了承された。平 成26年4月の消防団幹部会議を経て香川大学で「機能別消防団 員」の募集が開始された。平成26年7月に機能別分断結成式が挙 行され56人が入団を果たした。

3. 取組の特徴

高松市は、県下の大学との連携を重点取組事業の一つに掲げ、香川 大学とは平成20年6月に連携強化に関する協定を締結している。 香川大学は、防災・減災に関する素養を持った人材の育成を使命と し、防災教育に取り組み「香川大学学生防災士クラブ」の学生を中 心に機能別分団が結成された。機能別消防団員は、市災害対策本 部・消防対策本部と連携し、避難場所の負傷者の状況や、周囲の被 害状況等を本部へ連絡する。また、負傷者の応急手当や備蓄品・救 援物資等の配布や管理を行うことが任務となっている。

4. 取組の成果

防災士資格を有する機能別団員が大規模災害時の避難所運営に携わることで支援物資の搬入等がスムーズになることが期待される。 また、将来の地域防災を担う人材を確保する重要な取組であるとと もに、地域防災力の底上げに大きく寄与することが期待できる。

5. 今後の課題

大規模災害発生時の活動は、消防局からのメール配信で対応することとしているが、スムーズにメール繋がるかが不安である。また、訓練等に参加できない団員や、災害時に想定外の事案が発生した場合に、避難所運営に支障をきたす恐れがある。





評価と その理由

高松市では、大規模災害発災後の避難所における後方支援活動の必要性に注目し、香川大学との連携強化に関する協定の締結を踏まえ、機能別分団の結成を実現したことを高く評価する。特に、機能別分団の役割を情報連絡・応急手当・物資管理と明確にし、マニュアル化していることは、発災時の対応を混乱なくスムーズにすることができる。

また、消防団員に対する応援体制が充実しており、各種割引制度や 金融機関における利率のサービス等、県をあげた取組も評価に値す る。

本市に反映できること

本市においては、本年4月に消防団員条例を改正し、これまでの災害支援機能別団員に加え、大学生等を構成員とした学生機能別団員制度を創設し、8月1日に学生機能別団員任命式が開催された。主な任務は、災害時の大学内における消防活動であり、学内の災害対応力の強化としているが、高松市の先進事例を参考とし市災害対策本部等と連携し、避難場所の負傷者の状況や、周囲の被害状況等を本部へ連絡することに加え、備蓄品・救援物資等の配布や管理等、地域の一員としての位置づけを重視した取組に進化させていくことが重要である。

その他 (意見・課題 など)

消防団員の確保に向けて様々な取組が推進されているが、高松市が 進める「顔の見える勧誘活動」が印象に残った。本市においては、将 来の地域防災の担い手となる、中学生や高校生をはじめとする若年層 に対して、消防団への理解・啓発活動に力を入れるべきと考える。関 係者が学校へ出向き、消防団活動の概要や意義を直接教示し、若年層 への社会貢献活動やボランティア精神の醸成を図ることが、将来の団 員確保に向けた重要なプロセスになると考える。

視察報告書【3】

(税券報告書【3】						
委員会名	生活社会委員会 委員名 安藤康弘					
視察日時	平成28年7月28日(木)午前10時00分~午前11時30分					
視察先·概要	大阪府堺市 人口:838,264 人 面積:149.82 k m ² 特記事項:政令指定都市 ※人口はH28.6.1 現在					
視察内容	自転車利用における交通安全・防犯の取組 ・堺自転車まちづくり推進条例について					
選定理由	堺市は、平成 26 年 10 月に自転車街づくり推進条例を制定し、環境整備、自転車関連の事故の削減や犯罪の防止などの施策を進めている。歴史的にゆかりの深い自転車のまちとして、市民・事業者と共働して自転車のまちづくりを推進している堺市の取組を視察することは、本市にとって有意義である。					
豊田市の 現状と課題	本市では、平成 27 年に安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、 とよた快適自転車プランを策定した。平成 25 年の道路交通法改正に よる新たな自転車利用ルールやマナーの利用者への「意識づくり」が 課題となっている。自転車の交通事故死傷者数は、交通事故死傷者数 と連動して減少しているものの、交通事故死傷者数総数に占める割合 は高くなっている。また、防犯の観点からも、自転車盗は窃盗におけ る多発3罪種となっており、自動車関連窃盗と合わせ、重点的に認知 件数を減少させる対策が必要となっている。					
視察概要	1. 推進条例制定の経緯と背景 堺市と歴史的にゆかりの深い自転車の安全利用に関し、市、事業者 及び市民等の責務を明らかにし、自転車を有効に活用できるまちづ くりに協働して取り組むための基本的な事項を定め、堺市における 自転車のまちづくりの推進に資することを目的とした「堺市自転車 のまちづくり推進条例」を制定した。 2. 自転車利用環境計画策定の経緯と背景 平成16年に『堺自転車環境共生まちづくり基本計画』を策定したが、社会面や経済面の状況の変化によって、自転車利用のニーズが高まったことから、新たに『堺市自転車利用環境計画』を策定し、ハード・ソフト施策の両面から、体系的かつ計画的に自転車を利用しやすい環境を推進することとした。 3. 条例の特色 (1)ヘルメット着用の努力義務 自転車での死亡事故における6割強は頭部の損傷によるもの (2)自転車の点検整備の促進及び自転車損害賠償保険の加入義務整備不良による事故の発生、損害賠償額の高額化 (3)ひったくり防止カバーの活用・施錠の徹底					
	銀のかけ忘れ、無施錠による被害が約半数 (4)事業所に「自転車利用推進委員」を設置 企業などでの交通事故予防、コンプライアンスの向上 4. 取組の成果 (1)ヘルメット着用					

・ヘルメット着用者が微増

・特に13歳未満の子どもは、約5割が着用

- ・自転車小売業者の取扱い開始または品揃え拡充、来店客からの 問い合わせと販売数増加。
- ・市民の高い関心(堺自転車安全利用講習会(ヘルメット購入補助付)の受講者が1,088名)
- 警察及び駐車監視員が率先して市民の模範に
- (2) 自転車損害賠償保険等への加入
 - ・自転車利用者の保険加入率は半年で約2割増え、6割が加入
- (3) 自転車利用推進委員
 - ・計 69 事業所が推進委員を設置(約半数は堺市役所の部署)
- (4) 市民等・事業者・市の協働
 - ・市のみならず、市民・事業者ともに条例を遵守し、自転車のま ちづくりの推進に寄与
- (5)整備および点検
 - ・約7割の市民が日常点検を実施・約6割の市民が整備を実施
- (6)ひったくり防止カバーと施錠
 - ・ひったくり防止カバー装着者は微増
 - ・シリンダー錠による施錠を実施している自転車は、47.5%と約半数が盗難対策を実施

5. 課題

- ●「自転車のまち堺」として、全国をリードする高水準の実績が必要
- ●「自転車は軽車両、車の仲間」を浸透させ、自転車利用者の遵守意識を向上(特に子育て世代・高齢者への意識の向上)
- ●定量評価を継続し、実態を市民に情報提供。⇒意識の醸成の促進
- ●子ども・高齢者など明確なターゲットを絞った啓発・情報提供・ 支援の実施
- ●市民・事業者・堺市のさらなる三位一体の自転車のまちづくりの 推進

6. 放置自転車対策

- ・昭和58年頃より鉄道駅周辺の自転車等の集中、路上放置による 社会問題
- ・昭和62年に「自転車等の放置防止に関する条例」を制定(自転車駐車場の整備・有料化、放置禁止区域の指定)
- ・条例適用駅(27駅)の「放置禁止区域の指定」及び「自転車等 駐車場の有料化」
- 放置自転車の撤去業務(委託業者による撤去、指導啓発)
- ・保管返還業務(保管期間は30日間、保管費用:1500円/台)
- ・平成27年度返還台数(自転車:9,335台、ミニバイク:492台)
- ・自転車の再利用(鉄くずとして売払い処分、海外譲渡、公用譲渡)





評価とその理由	自転車まちづくり推進条例の制定により、子どもの自転車利用におけるヘルメット着用率が向上したことや、自転車利用者の保険加入率が半年で約2割増加し、全体で6割が加入する実績を残したことは条例制定による効果であり高く評価する。また、自転車まちづくりのために部局を新設することで、道路整備や啓発事業がバラバラにならず、一体的で効果的な施策を進めることができている。加えて、啓発用チラシ「自転車を利用しやすいまちに!」が6種類作成され、一般向け、学生向けなどあらゆる世代や業種にあわせた資料として活用されており、きめ細かな取組は学ぶべきところである。
本市に反映できること	市民・事業者と共働して自転車のまちづくりを推進している堺市の取組には学ぶべき点が多い。例えば、条例の制定により、事業所に「自転車利用推進委員」を設置したことで、企業などでの交通事故の未然防止、コンプライアンスの向上に寄与しており、合計69の事業所が推進委員を設置している。市役所の部局が率先して設置を推進したことは意義深く、本市においても、こうした取組姿勢を庁内全体で徹底することが望ましい。
その他 (意見・課題 など)	本市では、昨年度より自転車利用環境整備が推進され、整備に合わせた地域への理解活動が進められているが、自転車利用者への周知が不十分であり、ハード・ソフトが一体となった取組を推進することが必要である。市民が利用する自動車・自転車等の様々な移動手段において安全な道路空間が確保される「クルマのまち」にふさわしい取組が求められる。また、自転車利用者のヘルメット着用や自転車利用者の保険加入率の向上は早急に取り組むべき課題であり、特に、中学生の通学以外の自転車利用における着用率を向上させることや、保護者への理解・啓発活動による保険加入の促進が急がれる。